

## ○上越教育大学教務委員会「教職実践演習」運営専門部会要項

(平成31年2月14日学長裁定)

最終改正 令和5年3月23日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学教務委員会(平成16年規程第13号)第10条第2項に基づき、上越教育大学教務委員会の専門部会として設置する「教職実践演習」運営専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 専門部会は、授業科目の区分・内容に沿った学部授業科目「教職実践演習(幼・小・中・高)」を構成する「教職編」及び「教科編」の円滑な授業運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 3 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 授業計画の立案、運営、評価及び改善に関する事項
- (2) 授業担当者に関する事項
- (3) その他授業運営に関する事項

(教員組織との関係)

- 4 専門部会は、所掌する事項の実施に当たり、関係するコース・領域(分野)等と連携・協力を図るものとする。

(組織)

- 5 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 教務委員会から選出された委員若干人
- (2) 学部授業科目「教職実践演習(幼・小・中・高)」の授業担当教員代表
- (3) 教育支援課長
- (4) その他教務委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者若干人

(授業担当教員の選出)

- 6 学部授業科目「教職実践演習(幼・小・中・高)」の授業担当教員の選出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 「教職編」は、教職の実務経験を有する者で、次のアからオまでの区分により選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)

ア 学校教育実践コース1人

イ 先端教科・領域学習コース1人

ウ 現代教育課題コースの学習臨床・授業研究領域から1人、発達と教育連携領域及び道徳・生徒指導領域から1人計2人

エ 学校教員養成・研修高度化センターの特任教員若干人

オ 学校実習・ボランティア支援室1人

カ その他委員長が指名する者若干人

- (2) 「教科編」は、次のアからキまでの区分による教授又は准教授

- ア 学校教育実践コース
- イ 先端教科・領域学習コース
- ウ 現代教育課題コースの各領域
- エ 幼年教育コース
- オ 心理臨床コース
- カ 教科内容構成コースの各領域
- キ その他委員長が指名する者若干人

(授業担当教員代表の選出)

7 学部授業科目「教職実践演習(幼・小・中・高)」の授業担当教員代表の選出は、次の(1)から(9)までの区分から選出された教授又は准教授。この場合、前項に掲げる授業担当教員と兼ねることができるものとする。

- (1) 学校教育実践コース1人
- (2) 先端教科・領域学習コース1人
- (3) 現代教育課題コースの学習臨床・授業研究領域から1人、発達と教育連携領域及び道徳・生徒指導領域から1人計2人
- (4) 幼年教育コース1人
- (5) 心理臨床コース1人
- (6) 教科内容構成コースの各領域からそれぞれ1人計10人。ただし、領域間で調整が図られる場合は、この限りでない。
- (7) 学校教員養成・研修高度化センターの特任教員若干人
- (8) 学校実習・ボランティア支援室1人
- (9) その他委員長が指名する者若干人

(委嘱及び任期)

8 第5項第1号及び第4号に掲げる委員並びに第6項及び第7項に掲げる授業担当教員は、委員長が委嘱する。

9 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

10 専門部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。

11 専門部会に副部会長を置く必要がある場合は、部会長が委員のうちから指名する。

(部会運営等)

12 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

13 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

14 専門部会に関する事務は、教育支援課において処理する。

(その他)

15 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

**附 則**

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和5年3月23日）**

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

